

西宮市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業を活用し、西宮市内の自治会、町内会等の地縁による団体等の活動に要する経費に対し補助することにより、地域のコミュニティ活動を支援することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 以下の(1)から(3)のいずれかの団体とする。

- (1) 西宮市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (2) 西宮コミュニティ協会及び同協会を構成する各地域コミュニティ組織
- (3) その他市長が認めるコミュニティ組織

(補助対象事業)

第3条 自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱（以下「自治総合センター要綱」という。）第2の1.(1)により規定された一般コミュニティ助成事業として自治総合センター理事長が助成を決定したものに限る。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費は、自治総合センター要綱第6に規定する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は自治総合センター理事長が決定した助成額とする。

(交付の手続)

第6条 補助金の交付の手続きについては、自治総合センター要綱及び補助金等の取扱に関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に基づき行うものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告の手続きについては、自治総合センター要綱及び補助金等の取扱に関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）に基づき行うものとする。

2 実績報告書に添付する書類は以下のとおり

- (1) 収支決算書
- (2) 助成対象事業に係る領収書の写し。ただし、未払いのものは業者の発行した請求書の写しでも可とする。（支払い後、速やかに領収書の写しを提出すること）
- (3) 完了写真（原則としてカラーのもの）
- (4) その他、自治総合センター要綱で必要とされる添付書類の写し

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から実施する。
- 2 西宮コミュニティ協会コミュニティ助成事業補助金交付要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。